

改正 平成 25 年 11 月 27 日 原規総発第 1311275 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））の全部を次のとおり改正する。

平成 25 年 11 月 27 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、同法第 6 条の規定による標準処理期間及び同法第 12 条第 1 項の規定による処分の基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

(別表)

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
【製錬の規制】			
第3条第1項	製錬事業の指定	基準は、第4条に規定されている。(1)	6
第6条第1項	製錬事業の変更の許可	同上	6
第8条第1項	製錬事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第8条第2項において準用する第4条第1項第1号に規定されている。(1)	6
第10条第1項	製錬事業の指定の取消し	基準は、第10条第1項及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下「製錬規則」という。)第5条に規定されている。(3)	
第10条第2項	製錬事業の指定の取消し又は製錬事業の停止命令	基準は、第10条第2項に規定されている。(3)	
第11条の2第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第11条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定されている。製錬規則第6条の2については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第12条第1項	製錬事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第12条第2項に規定されている。(1)	30日
	製錬事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第12条第3項	製錬事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第12条第3項に規定されている。(3)	
第12条の2第1項	製錬事業者が定めた核物質防護	基準は、第12条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定され	90日

	規定の認可	ている。製錬規則第6条の2については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第12条の2第3項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第12条の2第3項及び製錬規則第6条の2に規定されている。製錬規則第6条の2については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第12条の5	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第12条の5に規定されている。(3)	
第12条の6第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第12条の6第4項及び製錬規則第7条の5の6に規定されている。(2)	6
第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第12条の6第7項	核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第12条の6第7項に規定されている。(3)	
第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第12条の6第8項及び製錬規則第7条の5の8に規定されている。(2)	6
第12条の7第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第12条の7第5項及び製錬規則第7条の5の6に規定されている。(2)	6
第12条の7第4項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第12条の7第	核燃料物質又は	基準は、第12条の7第8項に規	

8 項	核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	定されている。(3)	
第 1 2 条の 7 第 9 項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第 1 2 条の 7 第 9 項及び製錬規則第 7 条の 5 の 8 に規定されている。(2)	6
【加工の規制】			
第 1 3 条第 1 項	加工事業の許可	<p>基準は、第 1 4 条第 1 項各号の規定及び「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 1 7 号。以下「加工事業許可基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原管研発第 1 3 1 1 2 7 3 号(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会決定))</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成 1 6 年 5 月 2 7 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設に対する仮想的な臨界事故の評価について(平成 1 4 年 4 月 1 1 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原管研発第 1 3 1 1 2 7 1</p>	6

		号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)以下「加工事業許可基準解釈」という。)	
第16条第1項	加工事業の変更の許可	同上	6
第16条の2第1項	加工施設の設計及び工事の方法の認可	<p>基準は、第16条の2第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」(昭和62年総理府令第10号)「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」(平成12年科学技術庁告示第13号)及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和53年通商産業省告示第666号)」に規定されている。(2)</p> <p>同項第3号については、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第18号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」(原管研発第1311272号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p>	6
	加工施設の変更	同上	6

	に係る設計及び工事の方法の認可		
第16条の2第2項	加工施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	6
第16条の3第1項	加工施設の使用前検査	基準は、第16条の3第2項に規定されている。 同項第2号については、「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第19号。以下「加工性能基準規則」という。)、 「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。(2)	検査終了後30日
	加工施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
第16条の4第1項	加工施設の溶接検査	基準は、第16条の4第3項及び加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則(平成12年総理府令第123号。以下「核燃料施設溶接規則」という。)に規定されている。(2)	6
第16条の4第2項	加工施設の溶接の方法の認可	基準は、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。)第3条の12第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。	6

		加工施設及び再処理施設に係る溶接の方法の認可について（平成12年12月27日付け12安局第212号（原子力安全局長通達）。以下「核燃料施設溶接方法認可通達」という。）	
第16条の4第4項	輸入した加工施設の溶接検査	基準は、第16条の4第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。（2）	6
第18条第1項	加工事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第18条第2項において準用する第14条第1号に規定されている。（2）	6
第20条第1項	加工事業の許可の取消し	基準は、第20条第1項及び加工規則第6条に規定されている。（3）	
第20条第2項	加工事業の許可の取消し又は加工事業の停止命令	基準は、第20条第2項に規定されている。（3）	
第21条の3第1項	加工施設の使用の停止等	基準は、第21条の3第1項、加工事業許可基準規則及び加工性能基準規則によるものとする。	
第21条の3第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第21条の3第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第22条第1項	加工事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第22条第2項に規定されている。 同項については、「加工施設における保安規定の審査基準」（原管研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎に判断する。	30日

	加工事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第22条第3項	加工事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第22条第3項に規定されている。(3)	
第22条の3第1項第2号	核燃料取扱主任者に係る認定	基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第11条に規定されている。(2)	30日
第22条の3第3項	核燃料取扱主任者免状の返納命令	基準は、第22条の3第3項に規定されている。(3)	
第22条の5	核燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第22条の5に規定されている。(3)	
第22条の6第1項	加工事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第22条の6第2項において準用する第12条の2第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第22条の6第2項	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第22条の6第2項において準用する第12条の2第3項及び加工規則第7条の9に規定されている。加工規則第7条の9については原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第22条の7第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第22条の7第2項において準用する第12条の5に規定されている。(3)	
第22条の7の	加工事業者によ	基準は、第22条の7の2第4項	

2 第 4 項	る安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	及び加工規則第 9 条の 3 の 5 各号に規定されている。(3)	
第 2 2 条の 8 第 2 項	廃止措置計画の認可	基準は、第 2 2 条の 8 第 3 項において準用する第 1 2 条の 6 第 4 項及び加工規則第 9 条の 8 に規定されている。(2)	6
第 2 2 条の 8 第 3 項において準用する第 1 2 条の 6 第 3 項	廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第 2 2 条の 8 第 3 項において準用する第 1 2 条の 6 第 7 項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第 2 2 条の 8 第 3 項において準用する第 1 2 条の 6 第 7 項に規定されている。(3)	
第 2 2 条の 8 第 3 項において準用する第 1 2 条の 6 第 8 項	廃止措置の終了確認	基準は、第 2 2 条の 8 第 3 項において準用する第 1 2 条の 6 第 8 項及び加工規則第 9 条の 1 0 に規定されている。(2)	6
第 2 2 条の 9 第 2 項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第 2 2 条の 9 第 5 項において準用する第 1 2 条の 7 第 5 項及び加工規則第 9 条の 8 に規定されている。(2)	6
第 2 2 条の 9 第 5 項において準用する第 1 2 条の 7 第 4 項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第 2 2 条の 9 第 5 項において準用する第 1 2 条の 7 第 8 項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置	基準は、第 2 2 条の 9 第 5 項において準用する第 1 2 条の 7 第 8 項に規定されている。(3)	

	等の命令		
第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項及び加工規則第9条の10に規定されている。(2)	6
【試験研究用等原子炉の規制】			
第23条第1項	原子炉(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置の許可	<p>基準は、第24条第1項各号の規定及び「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第21号。以下「試験炉許可基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、原子力安全委員会)</p> <p>「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規研発第1311271号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「試験炉許可基準解釈」という。)</p>	6
第23条の2第1項	外国原子力船に係る試験研究用等原子炉の設置の許可	<p>基準は、第24条の2第1項及び試験炉許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、原子力安全委員会)</p> <p>試験炉許可基準解釈</p>	6
第26条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲	基準は、第26条第4項において準用する第24条第1項各号の規定及び試験炉許可基準規則に	6

	げる原子炉に限る。)の設置の変更の許可	よるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、原子力安全委員会) 試験炉許可基準解釈	
第26条の2第1項	外国原子力船に係る試験研究用等原子炉の設置の変更の許可	基準は、第26条の2第3項において準用する第24条の2第1項及び試験炉許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 試験炉許可基準解釈	6
第27条第1項及び第2項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)施設の設計及び工事方法の認可	基準は、第27条第3項に規定されている。 同項第2号については「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」(昭和62年総理府令第11号)、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度を定める告示」(昭和63年7月26日号外科学技術庁告示第20号)及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。(2) 同項第3号については、「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25原子力規制委員会規則第22号)によるものとし、以下の規定	6

		<p>を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」(原規研発第1311272号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p>	
	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)施設の変更に係る設計及び工事方法の認可	同上	6
	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る)施設の設計及び工事方法の変更の認可	同上	6
第28条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)施設の使用前検査	<p>基準は、第28条第2項及び「試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「試験炉性能基準規則」という。)、 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。(2)</p>	検査終了後30日間

	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日間
第28条の2第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）等施設の溶接検査	基準は、第28条の2第3項及び試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号。以下「試験炉溶接規則」という。）に規定されている。（2）	検査終了後30日間
第28条の2第2項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）等施設の溶接の方法の認可	基準は、試験炉規則第3条の11第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の方法の認可について（平成12年12月27日付け12安局第211号（原子力安全局長通達））	30日
第28条の2第4項	輸入した原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の溶接検査	基準は、第28条の2第5項及び試験炉溶接規則に規定されている。（2）	検査終了後30日間
第31条第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第31条第2項において準用する第24条第1項第1号に規定されている。（2）	6
第33条第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号	基準は、第33条第1項に規定されている。（3）	

	又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置の許可の取消し		
第33条第2項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第33条第2項に規定されている。(3)	
第36条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)の使用の停止等	基準は、第36条第1項、試験炉許可基準規則及び試験炉性能基準規則によるものとする。(3)	
第36条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第36条第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第37条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者(第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)の保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。 同項については、「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準」(原規研発第1311273号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日間

	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者（第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）の保安規定の変更の認可及び変更の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。 同項については、「廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準」（原管廃発第13112714号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎に判断する。	60日間
第37条第3項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者（第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更命令	基準は、第37条第3項に規定されている。（3）	
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者（第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認	基準は、第37条第3項に規定されている。（3）	

	可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令		
第39条第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)施設の譲受けの許可	基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。(2)	6
第39条第2項	原子力船の譲受けの許可	基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。(2)	6
第41条第1項第2号	原子炉主任技術者に係る認定	基準は、令第20条において準用する令第11条に規定されている。(2)	30日
第41条第3項	原子炉主任技術者免状の返納命令	基準は、第41条第3項に規定されている。(3)	
第43条	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)主任技術者の解任命令	基準は、第43条に規定されている。(3)	
第43条の2第1項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の2第2項において準用する第12条の2第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者が定めた核物質防護	同上	90日

	規定の変更の認可		
第43条の2第2項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の2第2項において準用する第12条の2第3項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の3第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の3第2項において準用する第12条の5に規定されている。(3)	
第43条の3の2第2項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者の廃止措置に関する計画の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。 同項については、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準(原管廃発第13112716号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「原子炉施設廃止措置計画審査基準」という。))を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。)設置者の廃止措置に関する計画の変更の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の2第3項において準用する第12条6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止のための措	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(3)	

	置等の命令		
第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置終了の確認(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に係るものに限る。)	基準は、試験炉規則第16条の11に規定されている。	6
第43条の3の3第2項	許可の取消し等に伴う原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉)設置者の廃止措置に関する計画の認可(旧原子炉設置者等に係るものに限る。)	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第4項	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉)設置者の廃止措置に関する計画の変更の認可(旧原子炉設置者等に係るものに限る。)	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。	
第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項	廃止措置終了の確認(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉)(旧原子炉設置者等に	基準は、試験炉規則第16条の11に規定されている。	6

	係るものに限る。)		
【発電用原子炉の規制】			
第43条の3の5第1項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置許可	<p>基準は、法第43条の3の6第1項各号の規定及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))</p> <p>「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「実用炉設置許可基準解釈」という。)</p>	2年
	原子炉(発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にある原子炉(以下「研究開発段階炉」という。)に限る。)設	<p>基準は、第43条の3の6第1項各号の規定及び「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第9号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。)</p>	6

	置の許可	<p>るものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「研究開発段階発電用原子炉の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(原管P発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)) 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定)</p> <p>「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原管P発第1306192号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「研開炉設置許可基準解釈」という。)</p> <p>水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成3年7月18日原子力安全委員会決定)</p> <p>新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方(昭和63年6月9日、原子力安全委員会決定)</p> <p>プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定)</p>	
第43条の3の8第1項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)変更の許可	実用発電用原子炉に係るものは43条の3の5第1項の審査基準(実用発電用原子炉部分)と同じ。	2年

	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）変更の許可	研究開発段階炉に係るものは第43条の3の5第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	6
第43条の3の8第6項	届出内容の変更命令及び中止命令	第43条の3の5第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の9第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）施設の工事の計画の認可	<p>基準は、第43条の3の9第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「実用炉技術基準規則」という。）、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「実用炉技術基準解釈」という。）（この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の9第3項第2号に適合するものとする。）</p> <p>ただし、「実用炉技術基準規則」第49条第1項から第3項までにおいて準用することとされて</p>	90日

		<p>いる発電用原子炉施設に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。)及び「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」(平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「発電用火力設備の技術基準の解釈」(2013507商局第2号(平成25年5月17日経済産業省制定)以下「火技解釈」という。))</p> <p>「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈」(原規技発第1306199号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「原子力電技解釈」という。))(この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の9第3項第2号に適合するものとする。)</p> <p>同項第3号については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第8号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工</p>	
--	--	--	--

		<p>事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306196号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)(この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の9第3項第3号に適合するものとする。))</p>	
	<p>発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)施設の工事の計画の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の9第3項に規定による。</p> <p>同項第2号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第10号。以下「研開炉技術基準規則」という。)及び「核燃料物質の加工の事業に関する規定に基づき、線量限度等を定める告示」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(原管P発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「研開炉技術基準解釈」という。))</p> <p>ただし、研開炉技術基準規則第50条第2項から第3項までにおいて準用することとされている発電用原子炉施設に関しては火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>火技解釈</p>	<p>90日</p>

		<p>原子力電技解釈</p> <p>同項第3号については、「研究開発段階発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第12号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」(原管P発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))</p>	
第43条の3の9第2項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)施設の工事の計画の変更認可	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	90日
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)施設の工事の計画の変更認可	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	90日
第43条の3の10第4項	発電用原子炉施設の工事計画の変更命令及び廃止命令	当該基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の11第1項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)施設の使用前検査	<p>基準は、第43条の3の11第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、実用炉技術基準規則、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づく線量限度等を定める告示」及</p>	検査終了後 30日

		<p>び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>实用炉技術基準解釈 (この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の11第2項第2号に適合するものとする。)</p> <p>ただし、实用炉技術基準規則第31条、第48条及び第78条において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>火技解釈 原子力電技解釈 (この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の3の11第2項第2号に適合するものとする。)</p>	
--	--	--	--

	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の使用前検査	<p>基準は、第43条の3の9第3項に規定による。</p> <p>同項第2号については、研開炉技術基準規則及び「核燃料物質の加工の事業に関する規定に基づき、線量限度等を定める告示」による。</p> <p>ただし、研開炉技術基準規則第50条第2項から第3項までにおいて準用することとされている発電用原子炉施設に関しては火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>火技解釈 原子力電技解釈</p>	検査終了後 30日
第43条の3の12第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の燃料体検査	<p>基準は、第43条の3の12第3項及び実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第7号。以下「実用炉燃料規則」という。）に規定されている。（2）</p>	検査終了後 30日
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の燃料体検査	<p>基準は、第43条の3の12第3項及び研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第11号。以下「研開炉燃料基準規則」という。）に規定されている。（2）</p>	検査終了後 30日
第43条の3の12第2項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の燃料体設計の認可	<p>基準は、実用炉技術基準規則第23条第1項及び実用炉燃料規則及び「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について（昭和63年原子力安全委員会了承）」をそれぞれ基として個々の事案毎に判断するものとする。</p>	90日間
	発電用原子炉（研	<p>基準は、研開炉技術基準規則第1</p>	90日間

	究開発段階炉に限る。)の燃料体検査	7条第1項及び研開炉燃料基準規則による。	
第43条の3の12第4項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)の輸入燃料体検査	基準は、第43条の3の12第5項及び実用炉燃料規則に規定されている。(2)	検査終了後 30日
第43条の3の18第1項	発電用原子炉設置者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の3の18第2項において準用する第43条の3の6第1項第1号に規定されている。(2)	6
第43条の3の20第1項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第66条に規定されている。(3)	
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第61条に規定されている。(3)	
第43条の3の20第2項	発電用原子炉設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第43条の3の20第2項に規定されている。(3)	
第43条の3の23第1項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)施設の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項、実用炉設置許可基準規則及び実用炉技術基準規則によるものとする。(3)	
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)施設の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項、研開炉設置許可基準規則及び研開炉技術基準規則によるものとする。(3)	

第43条の3の23第2項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）施設の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の3の23第2項及び実用炉規則第91条に規定されている。実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の3の23第2項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の3の24第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者（第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可	基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案毎に判断する。	6月
	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者（第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月（発電用原子炉施設の増設及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月）
	発電用原子炉（実	基準は、第43条の3の24第2	6月

	<p>用発電用原子炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>項に規定されている。 同項については、「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」(原管廃発第13112715号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。</p>	
	<p>発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可</p>	<p>同上</p>	<p>6月(発電用原子炉施設の増設及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月)</p>
	<p>発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(原管P発第1306196号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。</p>	<p>6月</p>
	<p>原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条</p>	<p>同上</p>	<p>6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉</p>

	の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可		規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可	基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項については、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6月
	原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)
第43条の3の24第3項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及	基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(3)	

	<p>び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令</p>		
	<p>発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令</p>	<p>基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(3)</p>	
	<p>発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令</p>	<p>基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(3)</p>	
	<p>発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者(第43条の3の33第2項及び第43条の3の34第2項にお</p>	<p>基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(3)</p>	

	る廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令		
第43条の3の25第1項	発電用原子炉の譲受けの許可	基準は、第43条の3の25第2項において準用する第43条の3の6に規定されている。(2)	6
第43条の3の26第2項において準用する第43条	発電用原子炉主任技術者の解任命令	基準は第43条に規定されている。(3)	
第43条の3の27第1項	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に限る。)の核物質防護規定の認可	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第2項及び実用炉規則第91条に規定されている。実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第2項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日

第43条の3の27第2項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）施設の核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第3項及び実用炉規則第91条に規定されている。実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第3項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の3の28第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の3の28第2項において準用する第12条の5に規定されている。（3）	
第43条の3の29第4項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第43条の3の29第4項及び実用炉規則第99条の6各号に規定されている。（3）	
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第43条の3の29第4項及び研開炉規則第94条の6各号に規定されている。（3）	
第43条の3の30第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）設置者	基準は、第43条の3の30第2項及び実用炉設置許可基準規則によるものとし、原則として以下	6

	に係る型式の証明	の規程に基づき個々の事案毎に判断する。 实用炉設置許可基準解釈	
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者に係る型式の証明	基準は、第43条の3の30第2項及び研開炉設置許可基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 研開炉設置許可基準解釈	6
第43条の3の30第3項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の設計変更の承認	第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	6
第43条の3の30第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式証明の取消し	第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の31第1項	発電用原子炉（实用発電用原子炉に限る。）設置者に係る型式の指定	基準は第43条の3の31第3項及び实用炉技術基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 实用炉技術基準解釈	90日間
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）設置者に係る型式の指定	基準は第43条の3の31第3項及び研開炉技術基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 研開炉技術基準解釈	90日間
第43条の3の31第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式指定の取消し	基準は、第43条の3の31第1項と同じ。	
第43条の3の31第6項	指定外国危機製造者等に係る特定機器の型式指定の取消し	基準は第43条の3の31第6項第1号から第3号までによる。	
第43条の3の32第2項	発電用原子炉（实用発電用原子炉に限る。）の運転期間の延長の認	基準は、实用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 「实用発電用原子炉の運転の期	1年

	可	間の延長の審査基準」(原管P発第1311271号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))	
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)の運転期間の延長の認可	基準は、研開炉規則109条に規定されている。(1)	1年
第43条の3の33第2項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第4項及び実用炉規則第119条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第3項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第4項及び実用炉規則第119条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の33第3項にお	核燃料物質又は核燃料物質によ	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の	

いて準用する第12条6第7項	って汚染された物による災害の防止のための措置等の命令	6第7項に規定されている。(3)	
第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項並びに実用炉規則第121条に規定されている。	
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項並びに研開炉規則第116条に規定されている。	
第43条の3の34第2項	許可の取消し等に伴う発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者の廃止措置計画の認可	基準は、実用炉規則第119条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
	許可の取消し等に伴う発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者の廃止措置計画の認可	基準は、研開炉規則第114条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	6
第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者の廃止措置計画の変更の認可	基準は、実用炉規則第119条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	許可の取消し等に伴う発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者の廃止措置	基準は、研開炉規則第114条に規定されている。同項については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	

	計画の変更の認可		
第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(3)	
第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項	発電用原子炉(実用発電用原子炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項及び実用炉規則第121条に規定されている。	6
	発電用原子炉(研究開発段階炉に限る。)設置者に係る廃止措置の終了確認	基準は、第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項及び研開炉則第116条に規定されている。	6
【貯蔵の規制】			
第43条の4第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可	<p>基準は、第43条の5第1項各号の規定及び「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第24号。以下「貯蔵事業許可基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)</p> <p>「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原管廃発第1311272号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「貯蔵事業許可基準解釈」という。)</p>	6

第43条の7第1項	使用済燃料貯蔵事業の変更の許可	同上	6
第43条の8第1項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の認可	<p>基準は、第43条の8第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（平成12年通商産業省令第113号。以下「貯蔵設工認基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく線量限度等を定める告示」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第8号）</p> <p>同項第3号については、「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第25号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」（原管廃発第1311273号（平成25年11月27日原</p>	6

		子力規制委員会決定)この規程の該当部分のとおりである場合には、法第43条の8第3項第3号に適合するものとする。)	
	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	6
第43条の8第2項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	6
第43条の9第1項	使用済燃料貯蔵施設の使用前検査	基準は、第43条の9第2項に規定されている。 同項第2号については、「使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第26号。以下「貯蔵性能基準規則」という。)及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく線量限度等を定める告示」によるものとする。	検査終了後30日
	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
第43条の10第1項	使用済燃料貯蔵施設の溶接検査	基準は、第43条の10第3項の規定及び使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める規則(平成12年通商産業省令第114号。以下「貯蔵施設溶接規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈(内規)(平成21年3	6

		月27日、平成21・02・26原院第7号)	
第43条の10 第2項	使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可	基準は、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第15条第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可について(内規)(平成21年3月27日、平成21・02・26原院第9号)	6
第43条の10 第4項	輸入した使用済燃料貯蔵施設の溶接検査	基準は、第43条の10第5項の規定及び貯蔵施設溶接規則の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈(内規)(平成21年3月27日、平成21・02・26原院第7号)	6
第43条の14 第1項	使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の14第2項において準用する第43条の5第1項第1号及び第2号に規定されている。(2)	6
第43条の16 第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第43条の16第1項及び貯蔵規則第26条に規定されている。(3)	
第43条の16 第2項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し又は使用済燃料貯蔵事業の停止命令	基準は、第43条の16第2項に規定されている。(3)	
第43条の19 第1項	使用済燃料貯蔵施設の使用の停	基準は、第43条の19第1項、貯蔵事業許可基準規則及び貯蔵	

	止等	性能基準規則によるものとする。 (3)	
第43条の19 第2項	防護措置に係る 是正措置等の命 令	基準は、第43条の19第2項及 び貯蔵規則第36条に規定され ている。貯蔵規則第36条につい ては、原子力規制委員会が別に定 める基準を基とし、個々の事案毎 に判断する。	
第43条の20 第1項	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 保安規定の認可	基準は、第43条の20第2項に 規定されている。 同項については、「使用済燃料貯 蔵施設における保安規定の審査 基準」(原管廃発第131127 4号(平成25年11月27日原 子力規制委員会決定))を基とし、 個々の事案毎に判断する。	6
	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 保安規定の変更 の認可	同上	30日
第43条の20 第3項	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 保安規定の変更 命令	基準は、第43条の20第3項に 規定されている。(3)	
第43条の24	使用済燃料取扱 主任者の解任命 令	基準は、第43条の24に規定さ れている。(3)	
第43条の25 第1項	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 核物質防護規定 の認可	基準は、第43条の25第2項に おいて準用する第12条の2第 2項及び貯蔵規則第36条に規 定されている。貯蔵規則第36条 については、原子力規制委員会が 別に定める基準を基とし、個々の 事案毎に判断する。	90日
	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 核物質防護規定 の変更の認可	同上	90日

第43条の25 第2項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の25第2項において準用する第12条の2第3項及び貯蔵規則第36条に規定されている。貯蔵規則第36条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第43条の26 第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の26第2項において準用する第12条の5に規定されている。(3)	
第43条の26 の2第1項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式の証明	基準は、第43条の26の2第2項及び貯蔵事業許可基準規則によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。 貯蔵事業許可基準解釈	6
第43条の26 の2第3項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の設計変更の承認	第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	6
第43条の26 の2第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式証明の取消し	第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	
第43条の26 の3第1項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式の指定	基準は、第43条の26の3第3項及び貯蔵設工認基準規則に基づいた上で、原則として以下の規程によるものとする。 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)	6
第43条の26 の3第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式指定の取消し	基準は、第43条の26の3第1項と同じ。	
第43条の26 の3第6項	指定外国容器等製造者等に係る	基準は第43条の26の3第6項第1号から第3号までによる。	

	特定容器等の型式指定の取消し		
第43条の27第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第4項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	6
第43条の27第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第43条の27第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。	
第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。	6
第43条の28第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第43条の28第4項において準用する第12条の7第5項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	6
第43条の28第4項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第43条の28第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の28第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。	
第43条の28第4項において準用する第12	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第43条の28第4項において準用する第12条の7第9項及び貯蔵規則第43条の8	6

条の7第9項		に規定されている。	
【再処理の規制】			
第44条第1項	再処理事業の指定	<p>当該審査基準は、第44条の2第1項各号の規定及び「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原管研発第1311277号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)</p> <p>「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原管研発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「再処理事業指定基準解釈」という。)</p>	6
第44条の4第1項	再処理事業の変更の許可	同上	6
第45条第1項	再処理施設の設計及び工事の方法の認可	<p>基準は、第45条第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」(昭和62</p>	6

		<p>年総理府令第12号)「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。(2)</p> <p>同項第3号については、「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25原子力規制委員会規則第28号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」(原管研発第1311276号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p>	
	再処理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	6
第45条第2項	再処理施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	6
第46条第1項	再処理施設の使用前検査	<p>基準は、第46条第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第29号。以下「再</p>	検査終了後30日

		処理性能基準規則」という。)「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」及び「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に規定されている。(2)	
	再処理施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後 30日
第46条の2第1項	再処理施設の溶接検査	基準は、第46条の2第3項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(2)	6
第46条の2第2項	再処理施設の溶接の方法の認可	当該審査基準は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。)第7条の6第3項の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 核燃料施設溶接方法認可通達	6
第46条の2第4項	輸入した再処理施設の溶接検査	基準は、第46条の2第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(2)	6
第46条の5第1項	再処理事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第46条の5第2項において準用する第44条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定されている。(2)	6
第46条の7第1項	再処理事業の指定の取消し	基準は、第46条の7第1項及び再処理規則第7条の15に規定されている。(3)	
第46条の7第2項	再処理事業の指定の取消し又は再処理事業の停止命令	基準は、第46条の7第2項に規定されている。(3)	
第49条第1項	再処理施設の使用の停止等	基準は、第49条第1項、再処理事業指定基準規則及び再処理性	

		能基準規則によるものとする。	
第49条第2項	防護措置に係る 是正措置等の命 令	基準は、第49条第2項及び再処 理規則第16条の3に規定され ている。再処理規則第16条の3 については、原子力規制委員会が 別に定める基準を基とし、個々の 事案毎に判断する。	
第50条第1項	再処理事業者の 保安規定の認可	基準は、第50条第2項に規定さ れている。 同項については、「再処理施設に おける保安規定の審査基準」(原 管研発第1311278号(平成 25年11月27日原子力規制 委員会決定))を基とし、個々の 事案毎に判断する。	30日
	再処理事業者の 保安規定の変更 の認可	同上	30日
第50条第3項	再処理事業者の 保安規定の変更 命令	基準は、第50条第3項に規定さ れている。(3)	
第50条の2第 2項	核燃料取扱主任 者の解任命令	基準は、第50条の2第2項にお いて準用する第22条の5に規 定されている。(3)	
第50条の3第 1項	再処理事業者が 定めた核物質防 護規定の認可	基準は、第50条の3第2項にお いて準用する第12条の2第2 項及び再処理規則第16条の3 に規定されている。再処理規則第 16条の3については、原子力規 制委員会が別に定める基準を基 とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	再処理事業者が 定めた核物質防 護規定の変更の 認可	同上	90日
第50条の3第 2項	再処理事業者が 定めた核物質防	基準は、第50条の3第2項にお いて準用する第12条の2第3	

	護規定の変更命令	項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第50条の4第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第50条の4第2項において準用する第12条の5に規定されている。(3)	
第50条の4の2第4項	再処理事業者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第50条の4の2第4項及び再処理規則第19条の3の5各号に規定されている。(3)	
第50条の5第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第4項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(2)	6
第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第50条の5第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(3)	
第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(2)	6
第51条第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第51条第4項において準用する第12条の7第5項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(2)	6
第51条第4項	指定の取消し等	同上	6

において準用する第12条の7第4項	に伴う廃止措置計画の変更の認可		
第51条第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(3)	
第51条第4項において準用する第12条の7第9項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第51条第4項において準用する第12条の7第9項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(2)	6
【廃棄の規制】			
第51条の2第1項	廃棄事業の許可	<p>当該審査基準は、第51条の3各号の規定並びに「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第30号)及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第31号。以下「管理事業許可基準規則」という。)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原管廃発第1311277号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	6

		の解釈」(原管廃発第13112710号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))	
第51条の5第1項	廃棄事業の変更の許可	同上	6
第51条の6第1項	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第51条の6第1項並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成20年経済産業省令第23号。以下「第一種埋設規則」という。)第7条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。)第6条に規定されている。(2)	6
第51条の6第2項	廃棄体等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第51条の6第2項並びに第一種埋設規則第12条及び第二種埋設規則第8条に規定されている。(2)	6
第51条の7第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可	基準は、第51条の7第3項に規定されている。 同項第2号については、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」(平成4年総理府令第4号)及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」に規定されている。 同項第3号においては、「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規	6

		<p>則」(平成25年原子力規制委員会規則第32号)によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原管廃発第13112711号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p>	
	<p>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可</p>	<p>同上</p>	<p>6</p>
<p>第51条の7第2項</p>	<p>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に係る設計及び工事の方法の変更の認可</p>	<p>同上</p>	<p>6</p>
<p>第51条の8第1項</p>	<p>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の使用前検査</p>	<p>基準は、第51条の8第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第33号)及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」に規定されている。</p>	<p>検査終了後30日</p>

	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
第51条の9第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査	基準は、第51条の9第3項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(2)	6
第51条の9第2項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可	基準は、第一種埋設規則第29条第3項及び管理規則第15条第3項の規定によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。 特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可について(平成24年4月3日、平成24・03・26原院第1号)	30日
第51条の9第4項	輸入した特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査	基準は、第51条の9第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(2)	6
第51条の12第1項	廃棄事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第51条の12第2項において準用する第51条の3第1号に規定されている。(2)	
第51条の14第1項	廃棄事業の許可の取消し	基準は、第51条の14第1項並びに第一種埋設規則第43条、第二種埋設規則第12条及び管理規則第25条に規定されている。(3)	
第51条の14第2項	廃棄事業の許可の取消し又は廃棄事業の停止命令	基準は、第51条の14第2項に規定されている。(3)	
第51条の17第1項	特定廃棄物埋設施設の使用の停	基準は、第51条の17第1項及び特定廃棄物埋設施設又は特定	

	止等	廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則に規定されている。(3)	
	特定廃棄物管理施設の使用の停止等	基準は、第 5 1 条の 1 7 第 1 項、管理事業許可基準規則及び特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則に規定されている。(3)	
第 5 1 条の 1 7 第 2 項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第 5 1 条の 1 7 第 2 項並びに第一種埋設規則第 6 2 条、第二種埋設規則第 1 9 条の 3 及び管理規則第 3 3 条の 3 に規定されている。第一種埋設規則第 6 2 条、第二種埋設規則第 1 9 条の 3 及び管理規則第 3 3 条の 3 については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第 5 1 条の 1 8 第 1 項	廃棄事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第 5 1 条の 1 8 第 2 項に規定されている。 同項については、「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準」(原管廃発第 1 3 1 1 2 7 8 号(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会決定))又は「廃棄物管理施設における保安規定の審査基準」(原管廃発第 1 3 1 1 2 7 1 2 号(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日))を基とし、個々の事案毎に判断する。	3 0 日
	廃棄事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	3 0 日 (第二種埋設規則第 2 0 条第 1 項第 7 号に掲げる事項の変更の認可)

			については、 6)
第51条の18 第3項	廃棄事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第51条の18第3項に規定されている。(3)	
第51条の19 第1項	廃棄物埋設地の譲受けの許可	基準は、第51条の19第2項において準用する第51条の3に規定されている。(2)	
第51条の22	廃棄物取扱主任者の解任命令	基準は、第51条の22に規定されている。(3)	
第51条の23 第1項	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第51条の23第2項において準用する第12条の2第2項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第51条の23 第2項	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第51条の23第2項において準用する第12条の2第3項並びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第51条の24 第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第51条の24第2項において準用する第12条の5に	

		規定されている。(3)	
第51条の24の2第1項	閉鎖措置計画の認可	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。	
第51条の24の2第2項	閉鎖措置の確認	基準は、第51条の24の2第2項に規定されている。(2)	
第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項	閉鎖措置計画の変更の認可	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。(2)	
第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。	
第51条の25第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第4項並びに第一種埋設規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(2)	6
第51条の25第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第51条の25第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(3)	
第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の	

		12及び管理規則第35条の11に規定されている。(3)	
第51条の26第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第51条の26第4項において準用する第12条の7第5項並びに第一種埋設規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(3)	6
第51条の26第4項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	6
第51条の26第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の26第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(3)	
第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。(2)	6
【核燃料物質の使用に関する規制】			
第52条第1項	核燃料物質の使用の許可	<p>基準は、第53条に規定されている。</p> <p>同条第1項第2号については、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「使用許可基準規則」という。以下)の規程を基として個々の事案毎に判断する。</p> <p>「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規研発第1311274号(平成25年11月27日</p>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当するものは6、それ以外は90日間

		原子力規制委員会決定)。以下「使用許可基準解釈」という。)	
第55条	核燃料物質の使用の変更の許可	基準は、第55条第3項において準用される第53条に規定されている。 同条第1項第2号については、「使用許可基準規則」によるものとし、以下の規程を基として個々の事案毎に判断する。 使用許可基準解釈	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当するものは6、それ以外は90日間
第55条の2第1項	核燃料物質の使用施設等の施設検査	基準は、第55条の2第2項核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「燃料使用規則」という。)第2条の5及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」に規定されている。(2)	検査終了後30日間
	核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査	同上	検査終了後30日間
第55条の3第1項	核燃料物質の使用施設等の溶接検査	基準は、第55条の3第2項及び使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(昭和61年総理府令第73号)に規定されている。(2)	検査終了後30日間
第56条の3第1項	核燃料物質の使用者の保安規定の認可	基準は、第56条の3第2項に規定されている。 同項については、「使用施設等における保安規定の審査基準」(原規研発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日間
	核燃料物質の使用者の保安規定	同上	60日間

	の変更の認可		
第56条の3第3項	核燃料物質の使用 者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第56条の3第3項に規定されている。(3)	
第57条第3項	防護措置に係る 是正措置等の命令	基準は、第57条第3項及び燃料使用規則第3条の3に規定されている。燃料使用規則第3条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第57条の2第1項	核燃料物質の使用 者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第2項及び燃料使用規則第3条の3に規定されている。燃料使用規則第3条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日
	核燃料物質の使用 者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第57条の2第2項	核燃料物質の使用 者が定めた核物質防護規定の変更の命令	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第3項及び燃料使用規則第3条の3に規定されている。燃料使用規則第3条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第57条の3第2項	核物質防護管理 者の解任命令	基準は、第57条の3第2項において準用する第12条の5に規定されている。(3)	
第57条の6第2項	廃止措置に関する 計画の認可	基準は、第57条の6第3項において準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(2)	6
第57条の6第3項において準	廃止措置に関する 計画の変更の	同上	6

用する第12条の6第3項	認可		
第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項を準用	廃止措置終了の確認	基準は、燃料使用規則第6条の7において規定されている。(2)	6
第57条の7第2項	廃止措置に関する計画の認可(旧使用者等に係るものに限る)	基準は、第57条の7第4項において準用する第12条の7及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(2)	6
第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項を準用	廃止措置に関する計画の変更の認可(旧使用者等に係るものに限る)	同上	6
第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項を準用	廃止措置終了の確認(旧使用者等に係るものに限る)	基準は、燃料使用規則第6条の7に規定されている。(2)	6
第57条の8第5項	核原料物質の使用に係る是正命令	基準は、第57条の8第5項に規定されている。(3)	
【原子力事業者等の規制】			
第58条第2項	工場等外廃棄に関する確認	基準は、第58条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号。以下「外廃棄規則」という。)第2条第1項に規定されている。(2)	6
第58条第3項	保安のために必要な措置命令	基準は、第58条第3項及び外廃棄規則第2条第1項に規定されている。(3)	
第59条第2項	運搬に関する措置(運搬する物に関するものに限る)の確認	基準は、第59条第1項及び第2項並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第	6

		<p>57号。以下「外運搬規則」という。)第2条から第15条まで及び第17条に規定されている他、以下の規程による。</p> <p>工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続について(平成23年6月1日付け平成23・03・07原院第7号。以下「外運搬確認等事務手続通達」という。)</p> <p>車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領について(平成23年6月1日付け平成23・03・07原院第8号。以下「外運搬確認等記載要領通達」という。)</p>	
第59条第3項	運搬に使用する容器の承認	<p>基準は、第59条第1項及び第3項並びに外運搬規則第2条から第15条までに規定されている他、以下の規程によるものとする。</p> <p>外運搬確認等事務手続通達 外運搬確認等記載要領通達</p>	6
第59条第4項	保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	<p>基準は、第59条第1項及び第4項並びに外運搬規則第2条から第15条まで及び第17条に規定されている。(3)</p>	
第59条の2第2項	特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認	<p>基準は、第59条の2第1項に規定されている。(2)</p>	14日間
第60条第3項	特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	<p>基準は、第60条第2項及び第3項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則(平成12年総理府令第125号)第3条に規定され</p>	

		ている。(3)	
第 6 1 条の 2 第 1 項	放射能濃度についての確認(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。) 実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)	基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 第 4 項に規定する製錬事業者等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成 1 7 年経済産業省令第 1 1 2 号。以下「放射能濃度確認規則」という。) 第 4 条に規定されている。(3)	6
第 6 1 条の 2 第 1 項 第 6 1 条の 2 第 2 項	放射能濃度についての確認(試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成 1 7 年文部科学省令第 4 9 号。以下「試験炉等クリアランス規則」という。) 第 1 条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)	基準は、試験炉等クリアランス規則第 4 条第 1 項に規定されている。(2)	6
	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除	基準は、放射能濃度確認規則第 6 条に規定されている。(2)	6

	く。) 実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)		
第61条の2第2項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(試験炉等クリアランス規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)	基準は、試験炉等クリアランス規則第6条に規定されている。(2)	6
【国際規制物資に関する規制】			
第61条の3第1項	国際規制物資の使用の許可	7	30日間
第61条の8第1項	計量管理規定の認可	同上	30日間
	計量管理規定の変更の認可	同上	30日間
第61条の10	指定情報処理機関の指定	基準は、第61条の12に規定されている。(2)	6
第61条の17第1項	指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の認可	7	30日間
	指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	同上	30日間
第61条の23の2	指定保障措置検査等実施機関の指定	基準は、第61条の23の4、国際規制物資の使用等に関する規則第4条の10及び第4条の11に規定されている。(2)	6
第61条の23の11第1項	指定保障措置検査等実施機関の	7	30日間

	役員の選任及び解任の認可		
第61条の23の11第2項	指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任の認可	基準は、国際規制物資の使用等に関する規則第4条の10に規定されている。(2)	30日間
第61条の23の20	指定保障措置検査等実施機関の事業計画及び収支予算の認可	7	30日間
	指定保障措置検査等実施機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	同上	30日間
【雑則】			
第64条第3項	危険時の措置命令	基準は、第64条第3項に規定されている。(3)	
第64条の2第1項	特定原子力施設の指定	基準は、第64条の2第1項に規定されている。(3)	
第64条の2第3項	特定原子力施設の指定の解除	基準は、第64条の2第3項に規定されている。(3)	
第64条の3第1項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の認可	基準は、第64条の3第3項に規定されている。(2)	6
第64条の3第2項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更の認可	同上	6
第64条の3第4項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更命令	基準は、第64条の3第4項に規定されている。(3)	
【その他】			
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、以下の規程による。 外運搬確認等事務手続通達 外運搬確認等記載要領通達	6

(昭和53年総 理府令第57 号)第21条第 2項			
原子炉主任技術 者試験の実施細 目等に関する規 則(昭和53年 総理府令第51 号)第9条	大学院の専門職 学位課程その他 の課程の認定	基準は、同規則第11条第1項の 規定に基づく以下の基準による ものとする。 原子炉主任技術者試験の実施 細目等に関する規則第11条 第1項の規定に基づく認定基 準(原規総発第1311274 号(平成25年11月27日原 子力規制委員会決定))	6
原子炉主任技術 者試験の実施細 目等に関する規 則第15条	大学院の専門職 学位課程その他 の課程の認定の 取消し	基準は、同規則第11条第1項の 規定に基づく以下の基準による ものとする。 原子炉主任技術者試験の実施 細目等に関する規則第11条 第1項の規定に基づく認定基 準	
核燃料取扱主任 者試験の実施細 目等に関する規 則(平成25年 原子力規制委員 会規則第20 号)第6条	大学院の専門職 学位課程その他 の課程の認定	基準は、同規則第8条第1項の規 定に基づく以下の基準によるも のとする。 核燃料取扱主任者試験の実施 細目等に関する規則第8条第 1項の規定に基づく認定基準 (原規総発第1311273 号(平成25年11月27日原 子力規制委員会決定))	6
核燃料取扱主任 者試験の実施細 目等に関する規 則第12条	大学院の専門職 学位課程その他 の課程の認定の 取消し	基準は、同規則第8条第1項の規 定に基づく以下の基準によるも のとする。 核燃料取扱主任者試験の実施 細目等に関する規則第8条第 1項の規定に基づく認定基準	

- 1：当面申請が見込まれないため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を

設定しない。

- 3 : 更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。
- 4 : 旧原子力安全委員会が決定した試験研究用原子炉に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- 5 : 旧原子力安全委員会が決定した核燃料施設に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- 6 : 申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。
- 7 : 事案毎の裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。